

第 12 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 6 月 22 日（木）午前 9 時 30 分～正午

2 場所 市役所本庁舎 7 階市会第 6 委員会室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

(2) ヘイトスピーチの該当性等にかかる案件の調査審議

(3) 第 11 回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

冒頭、事務局から、次の 4 点につき説明があった。

○案件番号「平 28-1」のヘイトスピーチ該当性等に係る諮問については、第 11 回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、平成 29 年 5 月 31 日付けで、審査会から市長あて、答申を行った旨の経過説明があった。

○案件番号「平 28-2」、「平 28-4」及び「平 28-5」の措置及び認識等の公表に係る諮問については、第 11 回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、平成 29 年 5 月 31 日付けで、審査会から市長あて、答申を行った旨の経過説明があった。

○「大阪市ヘイトスピーチ審査会の運営等に関する規程」について、次回に開催される審査会までの期間が 14 日間以内である場合には、同期間の経過後に初めて開催される審査会において、会議要旨を承認して確定するようにするため、同規程の一部を改正した旨の説明があった。

○「大阪市ヘイトスピーチ審査会傍聴要領」について、会議の秩序維持のために必要な時は、ビデオカメラによる撮影を行えるようにするため、同要領の一部を改正した旨の説明があった。

議題（1）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

○案件番号「平 28-1」に関し、市民局から、次のような報告があった。

- ・大阪市として表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定したところ、表現活動が継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、

条例第6条第3項ただし書の規定に基づき行う条例第5条第1項による措置として、平成29年6月1日付けで、当該表現活動に係るインターネット動画投稿サイトの運営者に対して、当該各表現活動に係る当該投稿サイト内の各ウェブページに掲載されている動画及びそのタイトル、説明文等について削除の要請を行った。

・大阪市が、6月2日に当該各ウェブページを確認したところ、「この動画はユーザーにより削除されました」と表示されており、当該動画及びそのタイトル・説明文等が削除されていた。

○上記報告に対し、審査会は上記措置は妥当であるとして特段の意見は述べないこととした。

議題（2）ヘイトスピーチの該当性等にかかる案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件すべてについて次回以降引き続き審議することとした。

議題（3）第11回会議要旨の確認

○第11回会議要旨を確定した。

以上